

2022年1月7日

男女共同参画担当大臣 野田聖子様

国土交通大臣 齊藤鉄夫様

厚生労働大臣 後藤茂之様

認定 NPO 法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ

神戸市中央区元町通 6-7-9 秋毎ビル1階

電話&FAX 078-734-1308

メール womens-net-kobe@nifty.com

代表理事 正井禮子

日頃はお世話になっております。

コロナ禍で当団体のDV被害女性の相談件数は前年度比1.5倍、シェルターの利用者は1.8倍となっております。2021年の内閣府のDV調査報告によれば、女性の4人に1人がDVを経験しており、その内5人に1人(成人女性の人口で概算すると、約195万人)が命の危険を感じるような暴力を経験しています。しかし、夫と別れた女性は16%に過ぎません。主な理由経済的不安と、出ていく家がないからです。

DV被害女性や子どもが暴力から逃れるには、安全な住居の確保が不可欠です。そのために、各省でDV被害に苦しむ女性や子どもたちが安全な住まいを確保するために、現在の制度の柔軟な運用や新たな制度づくりを考えて頂きたい。

## 要 望 書

DV被害女性と子どもへの支援—DVから逃れるには経済的支援と住居の確保が不

可欠です。「DV被害女性への住居の提供を国または各地方自治体の責務としてもら

いたい」そのために、下記について要望します。

1、ホームレス自立支援法の対象者に、家庭内でDVや虐待を受け、安全・安心に暮らせ  
ない女性や子どもを入れる。

ホームレスの基準として路上生活者だけでなく、「家庭内にDVや虐待等があり安全に暮らせ  
ない人」もホームレスと認め、各自治体が安全な住まいを提供するように制度を改善してもら  
いたい。

海外では、路上生活者に加えて、家庭内に暴力があり安全に暮らせない人や、狭い家に、多くの

が住む等健康的に暮らせない人もホームレスとみなして、安全で健康に暮らせる住宅を提供することが自治体の責務とされている。その根底には、HOUSING RIGHTSの思想がある。日本では、路上生活者に加えてネットカフェで暮らす人もホームレスとみなされることになったが、DVや親族からの虐待を受けている人は含まれていない。

## 2、夫と同居中であっても、DV被害女性が生活保護により住宅確保できるようにする

夫と同居中で同一世帯であっても、事前に DVセンターや警察に相談しており、DV 被害が明らかであれば、安全な住まいの確保が必要と認め、生活保護を活用して敷金提供等、転居が可能になるように制度を改善する。緊急一時保護によるシェルター入所があるが、近年、全国の女性相談所の利用は3割程度であり、仕事や学業を続けるためにも、施設入所を希望せず、直接賃貸住宅入居を求める方が増加しているのが現状である。

★住まいを失ったホームレスの方の支援として、ハウジングファースト型シェルターと呼ばれる、生活保護を活用して賃貸住宅の個室を提供する事業が進んでいる。とりえず住宅の提供と自立できるまで生活保護による経済的支援があれば、精神的にも回復し、働く意欲も高まり生活再建が可能となる。DV 被害女性や子どもたちも、暴力に怯える生活は心身に深刻なダメージを与えるので、出来るだけ早く、暴力のない安心した暮らしができるよう居住の確保を制度化してもらいたい。

## 3、公営住宅の空き家を DV 被害女性に提供してもらいたい。

公営住宅の目的外使用に関しては、地域間格差が大きいのが現状であり、国交省として、柔軟な対応を認める通達を出してもらいたい。DV 被害女性が DV センターや警察に相談しており、DV 被害が明らかである (DV センター、民間支援団体での DV 相談証明) 場合は離婚成立前であっても、公営住宅の「目的外使用」についての基準を改めて、公営住宅を利用できるようにしてもらいたい。各市で公営住宅に空き家が増えている状況で、空き家対策としても、DV 被害女性や虐待など、家庭内で安心と安全を奪われ苦しんでいる女性や子どもたちを救うためにぜひ、積極的に活用して頂きたい。

※コロナ関連の「特定金額給付金 (10 万円)」については、民間支援団体で発行する DV 証明書やシェルターの滞在証明書で給付が受けられたので、住所を秘匿している多くの DV 被害女性が救われた。

## 4、住宅政策におけるセーフティネット機能の拡充

現状の住宅政策は持ち家確保が重視されており、持ち家を持つことがままならない困窮層は高い倍率の公営住宅か、入居時に敷金礼金などまとまった資金が必要な民間アパートくらいしか選択肢がないため、低所得層ほど住居の確保が難しい状況にある。そのため、所得に応じた家賃補助の創設が必要である。また、DV などにより突然住居を失うことを現状の住宅政策は想定していないため、突然住居喪失した母子を支える仕組みが必要である。

住宅弱者 (住宅確保用配慮者) における DV 被害者の範囲の拡大

DV被害者は、住宅セーフティネット法による住宅弱者であるとされているがここでのDV被害者は、一時保護が終了した日から起算して5年以内、あるいは、保護命令の効力が生じた日から5年以内の者という条件がついており、DVにより緊急に住まいが必要になった被害者が含まれていない。そのため、住宅弱者の範囲を、警察や行政、民間支援団体がDVとして把握しているDV被害者に拡大すべきである。そもそも、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」では、住宅弱者を「災害によって自らか□居住する住宅を失った等の特別な事情により適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することについて高い緊急性を有する者」とも定めているため、DVによって住宅確保に高い緊急性を有する者が含まれることは、基本的な方針の趣旨とも合致する。

以上 各省でご検討いただき、生命の危険を感じるような暴力を経験した200万人近い女性（そこには子どもがいます）を国が放置することなく、救済する制度をぜひご検討下さい。

#### 補足説明

①世界各国でDVによる被害と経済的コストが報告されていますが、イギリスは年間661億92万ポンド、円にすると10兆2576億円。アメリカは年間41億ドル、4651億円。世界では、4.4兆ドル、499兆円と膨大な数字です。（日本の数字は不明）EUの報告によれば、女性に対する暴力による1年間の経済的損失は、2280億ユーロでありGDPの1.8%にも上ります。経済的コストの見積もりは、医療費、被害者と加害者の生産性の減少、刑事司法にかかる費用費等。政治がDV問題に積極的に取り組めば、多くの人々が幸せになるだけでなく、国も経済的に豊かになります。早急に社会全体で解決すべき緊急課題と言えます。一人でも多くのDV被害女性や子どもたちが安心して暮らせるように、よろしくお願い申し上げます。

②海外のDV被害女性への支援制度（1994年の報告書から）

（イギリス）DV被害女性が警察などにSOSを出した場合、新たな住居を提供することが各自治体の責務とされています。

③当団体は2019年に居住支援法人の資格をとり、DV被害女性やシングルマザー等を支援の対象としています。昨年度も76件中45件がDVケースであり、内子どもが41人。DV被害女性への支援を行うことは、DVにさらされている子どもたちを救うことであり、子どもの健やかな成長を助けることに繋がります。暴力の影響は子どもの心身の発達に深刻な影響を与えることは福井大学教授友田明美氏の著書などからも実証されております。